

広島県告示第七百七十一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定によって、指定自立支援医療機関として次の者を指定した。

平成二十二年九月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

薬局又は指定訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指定年月日
ももたろう薬局吉浦店	呉市吉浦宮花町七―一二	精神通院医療	平成二十二年九月一日
みどり薬局	福山市野上町二丁目一〇―一二	精神通院医療	平成二十二年九月一日
医療法人社団更生会訪問看護ステーション こころーれ廿日市	廿日市市串戸一丁目九―四六 ハグマビル二〇―一	精神通院医療	平成二十二年九月一日